

入札説明書(技術提案書等含む)及び設計図書等に対する質問回答書

工事名 : 豊崎工区換気所新築及び開削トンネル・下部工事	
質問提出日:2020年 6月15日 質問回答日:2020年 6月22日	
質 問	回 答
番号1 特記仕様書P.1、別紙-11 設計書P.344 特記仕様書2-6の1)に「当該ダクト部分の詳細設計図(現在、別途設計中)」と記載されておりますが、設計書P.344に、「共同溝・換気ダクトボックス部」の常時設計を1断面と常時・耐震設計を2断面が含まれております。この設計対象は、換気所から排気塔までの換気ダクト躯体と土留工の内、先行施工を除く詳細設計のみと考えてよいのでしょうか。 また、その部分についての詳細設計は、特記仕様書P.14の建築の詳細設計に『換気ダクト(下水との交差部除く)』が含まれております。 これらは、同じ箇所についての詳細設計ではないのでしょうか。ご教示願います。	番号1 建築工事特記仕様書P2の2-5実施条件1)、また、建築詳細設計特記仕様書P14の2-2施設概要【排気ダクト(下水との交差部除く)】に係る質問と解釈してお答えします。 建築工事特記仕様書P2の2-5実施条件1)に記載している「当該ダクト部分」は、特記仕様書 別紙-11に示す通り、受電所と換気所間の「共同溝・排気ダクト」及び換気所と排気塔の間の「排気ダクト」とお考え下さい。 金額を記載しない設計書P344に示す「共同溝・排気ダクトボックス部」は、図面開削-67～79に示す延伸部出路函体mB1-1と受電所間の「豊崎受電所 換気ダクト工・共同溝」とお考え下さい。 建築詳細設計特記仕様書P14の2-2施設概要に示す【排気ダクト(下水との交差部除く)】は、換気所と排気塔の間の「排気ダクト」とお考え下さい。 上記のとおり、建築工事特記仕様書2-5実施条件1)に示す「共同溝・排気ダクト」と金額を記載しない設計書P344に示す「共同溝・排気ダクトボックス部」は異なるものであります。
番号2 特記仕様書P.8 特記仕様書第5章の5-1に、②の「磁気探査工」、③の「発生土の運搬費・処分費」と、④の「地中障害物撤去工」が設計変更で追加する予定になっておりますが、別紙-1の概略工程表の中のどの時期に、どれくらいの数量を施工するのを想定されているのでしょうか。ご教示願います。	番号2 「磁気探査工」「発生土の運搬・処分費」「地中障害物撤去」については、各種調整、現場調査の結果、現場状況等により、監督員との協議により追加する場合がありますので、施工時期・数量については、現在未定であり、お示しすることはできません。
番号3 特記仕様書P.16 特記仕様書第4章の4-2において、「ダクト・共同溝」の詳細設計を追加する場合がありますと記載されておりますが、別紙-1の概略工程表の中のどの時期に、詳細設計するのを想定されているのでしょうか。ご教示願います。	番号3 詳細設計の追加が必要となった場合に、監督員との協議により追加する場合がありますので、現時点で明確な時期などはございません。

質 問	回 答
番号4 特記仕様書P.21 特記仕様書第2章の2-3に、「函体工完了(函体内の車両の通行が可能となり工事(舗装工事等)の施工が可能なる状態)は、工期開始後42ヶ月目を考えている」と記載されておりますが、この函体工完了とは、別紙-1の概略工程表の【延伸OFFランプ(新御堂へ)】開削トンネル部分の函体工のみの事でしょうか。 それとも、別紙-6に記載の追加設計と追加施工するA区間、B区間、本線の函体工も含まれるのでしょうか。もし、追加を含む場合の設計と施工の工程はいつを想定されているのでしょうか。ご教示願います。	番号4 特記仕様書第2章の2-3に記載している、函体工完了の対象構造物は、【延伸OFFランプ(新御堂へ)】開削トンネル部分の函体工及び本線の函体工となります。 なお、工程については、標準案では特記仕様書別紙-1(概略工程表(参考))を考えています。
番号5 0 土留め内の掘削において、地盤が軟弱でトラフィカビリティが確保出来なくなり、ステップ改良等が必要になった場合は、設計変更対象となるのでしょうか。ご教示願います。	番号5 標準案ではステップ改良等は考慮していませんが、予期しえない現場状況等の施工上の特別な必要性を考慮し、監督員が指示した場合は設計変更します。
番号6 特記仕様書 別紙-3 特記仕様書の別紙-3の施工ヤードで計画されている出入口は、別紙2-2、2-3のStep②又は、③で利用出来なくなると思われますが、その時の代替えの出入口の計画はあるのでしょうか。ご教示願います。	番号6 特記仕様書の別紙-3に記載のある出入口は概略位置を示していますので、出入口の設置位置については、契約後に監督員と協議のうえ決定するものと考えています。
番号7 特記仕様書 別紙-2-2 特記仕様書の別紙-2-1のStep②の施工段階で、本線外周の土留鋼矢板を施工する時点で、河川沿いの公道を通行止めにする必要があると思われすが、どの時期から通行止め可能と考えれば宜しいのでしょうか。ご教示願います。	番号7 ご質問の、本線外周の土留鋼矢板施工時の河川沿いの公道の交通処理については、現時点においては詳細は決定していません。関係管理者等との協議により決定するものと考えていますので、監督員と協議してください。
番号8 特記仕様書P.13 特記仕様書の「建築詳細設計」第1章の1-3に、設計の管理及び統括を行う管理技術者を選任するように記載がありますが、設計管理技術者の選任は、元請会社の社員である必要はあるのでしょうか。下請の設計会社の社員でも良いのでしょうか。また、常駐の必要の有無をご教示願います。	番号8 設計の管理技術者については、元請会社の社員から選任してください。 なお、常駐の有無については制約はありません。
番号9 特記仕様書P.28 特記仕様書の「開削トンネル・下部工事」第9章の9-2に、設計管理技術者と照査技術者を選任するように記載がありますが、設計管理技術者と照査技術者の各選任は、元請会社の社員である必要はあるのでしょうか。下請の設計会社の社員でも良いのでしょうか。また、常駐の必要の有無をご教示願います。	番号9 設計管理技術者と照査技術者については、元請会社の社員から選任してください。 なお、常駐の有無については制約はありませんが、「開削トンネル・下部工事」特記仕様書9-1に示すとおり、詳細設計期間中は監督員との連絡体制を整えてください。